

厚生労働省における過労死等 の防止対策の実施状況

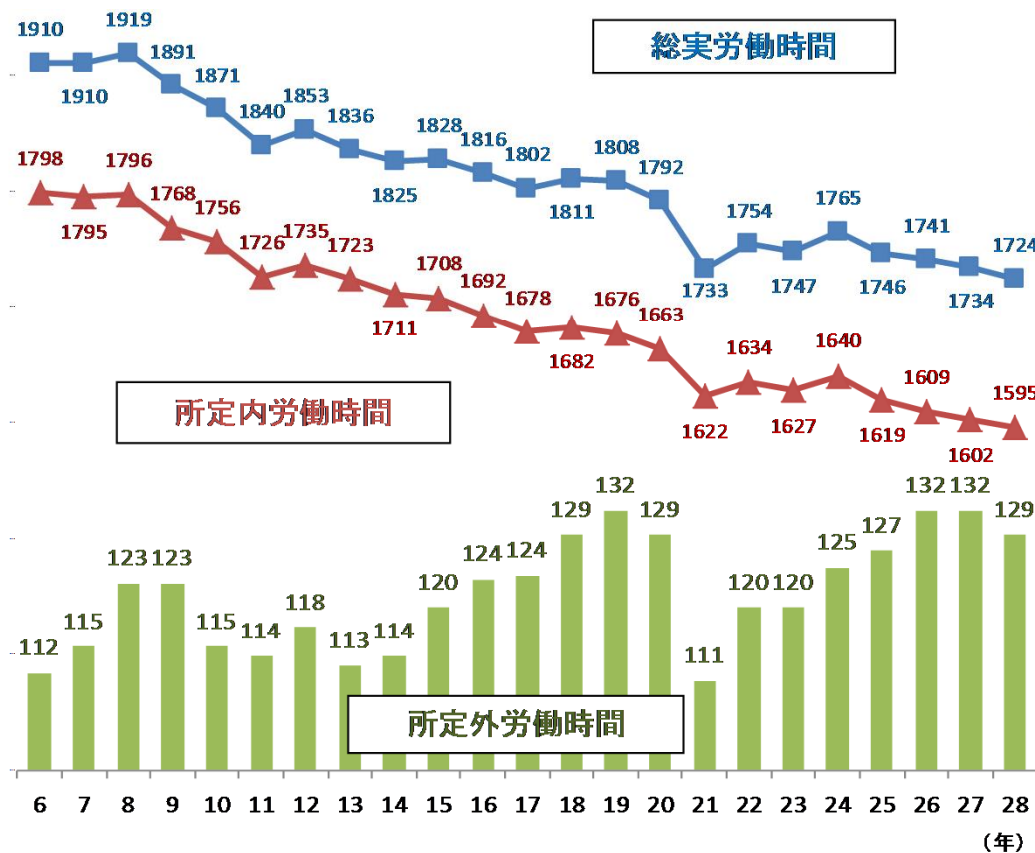
厚 生 労 働 省

過労死等を巡る現状

労働時間の状況①

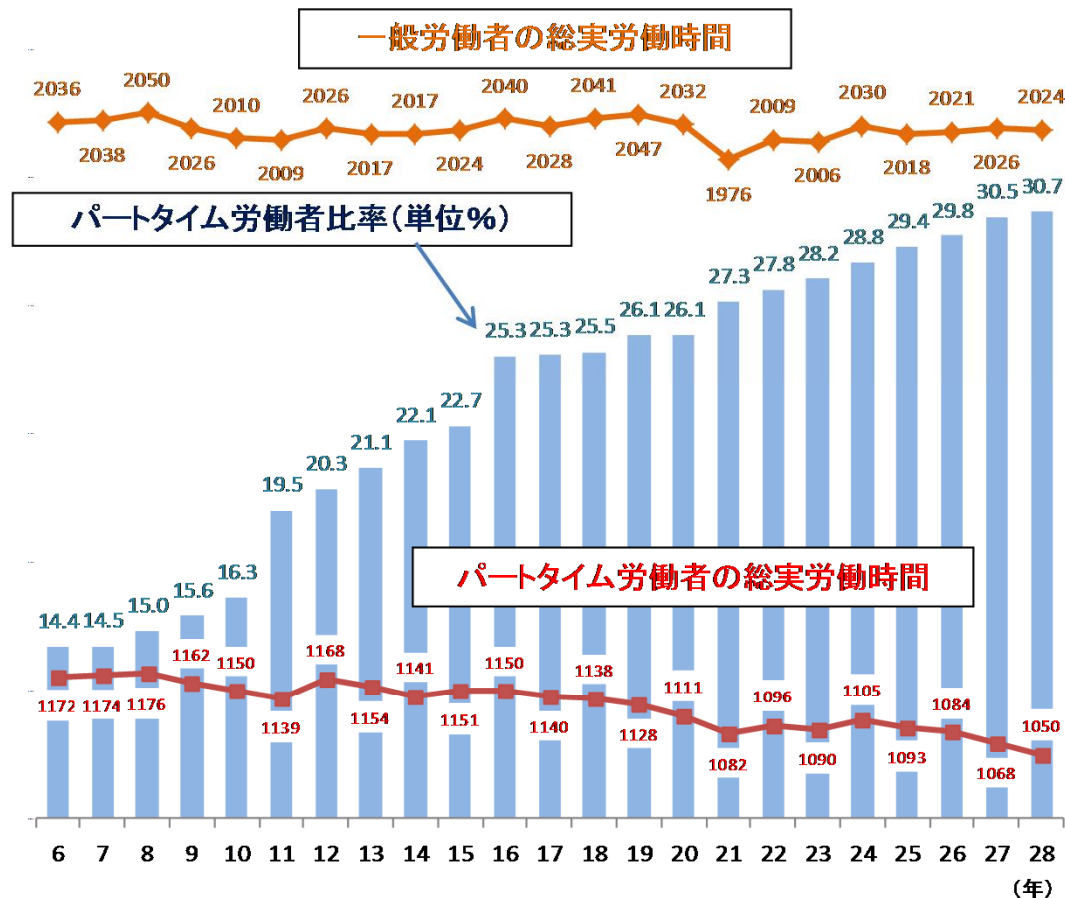
➤我が国の労働者1人当たりの年間総実労働時間は緩やかに減少しているが(左図)、これはパートタイム労働者の割合の増加によるものと考えられ、パートタイム労働者を除く一般労働者の年間総実労働時間は2,000時間前後で高止まり(右図)。

年間総実労働時間の推移(パートタイム労働者を含む)



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

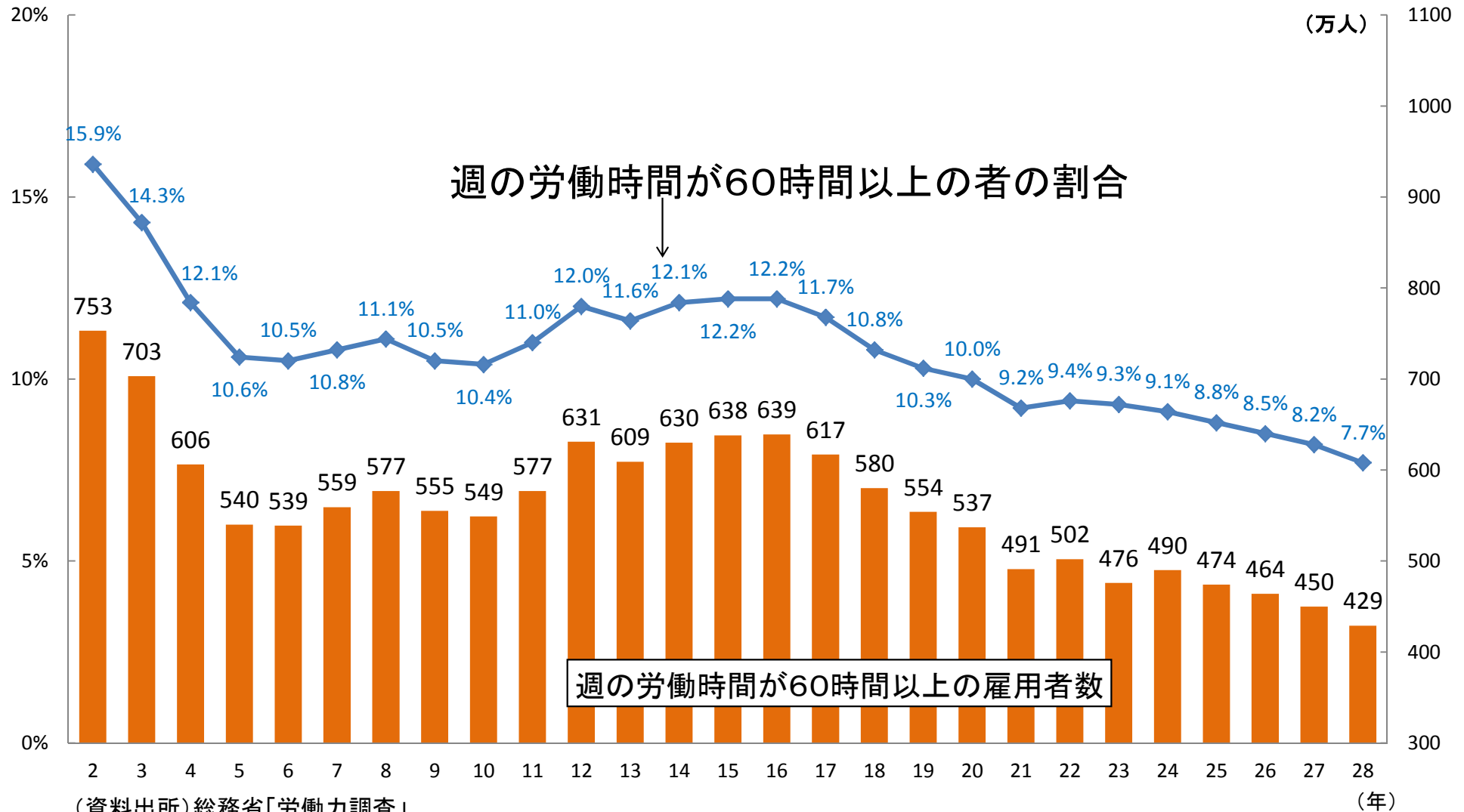


(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

過労死等を巡る現状

労働時間の状況②

➤ 1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合(※)は、平成15、16年をピークとして概ね緩やかに減少している。



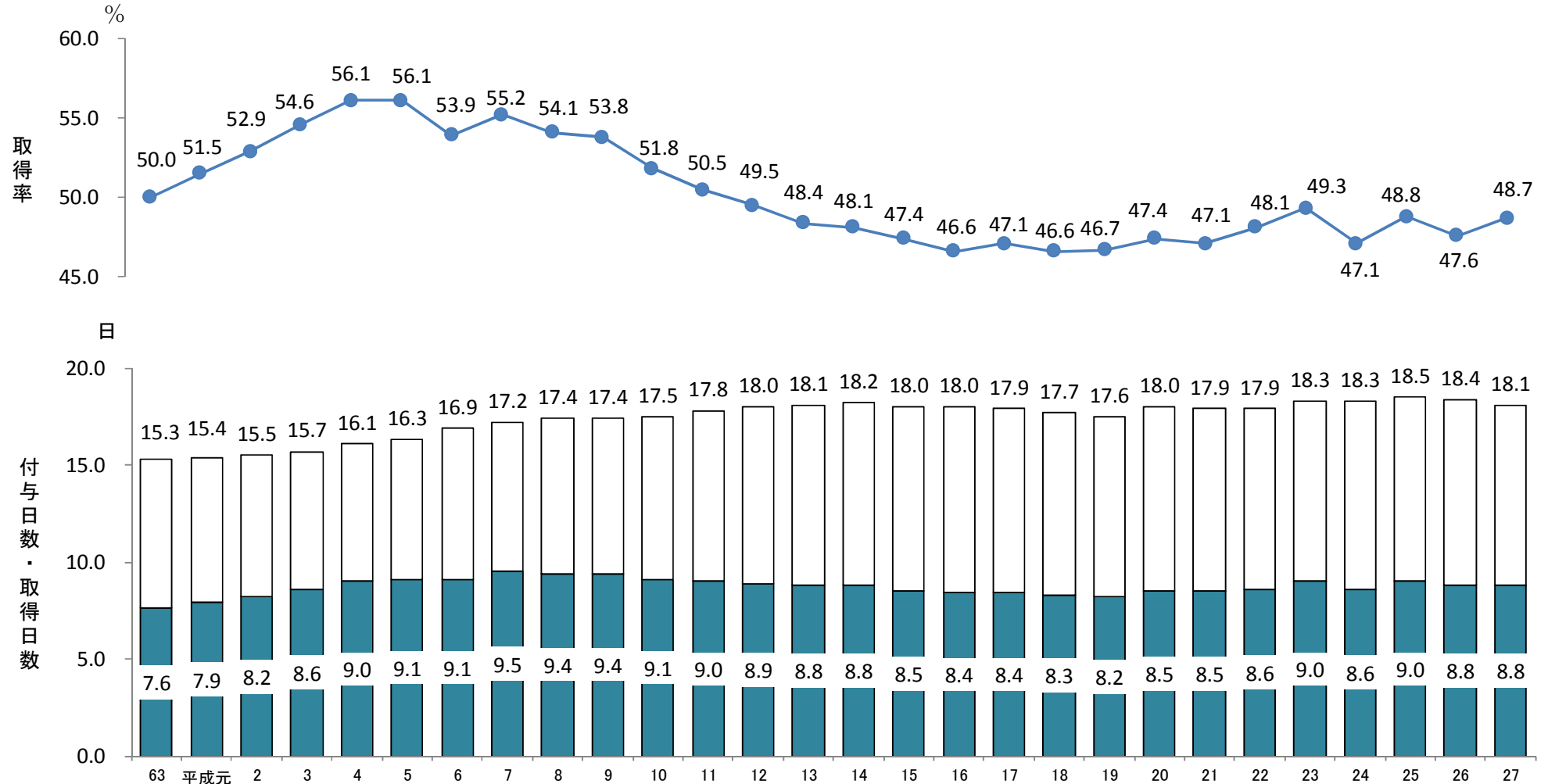
(※)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく数値目標

⇒週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(平成32年まで)

過労死等を巡る現状

年次有給休暇の状況

➤年次有給休暇の取得率(※)は平成12年以降5割を下回る水準で推移。



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

- (注) 1) 「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。
 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率」は、全取得日数／全付与日数×100(%)である。
 3) 平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」→平成19年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営企業」
 4) 平成25年以前の調査対象:「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」→平成26年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営法人」(※医療法人等の会社組織以外の法人を調査対象に加えた)

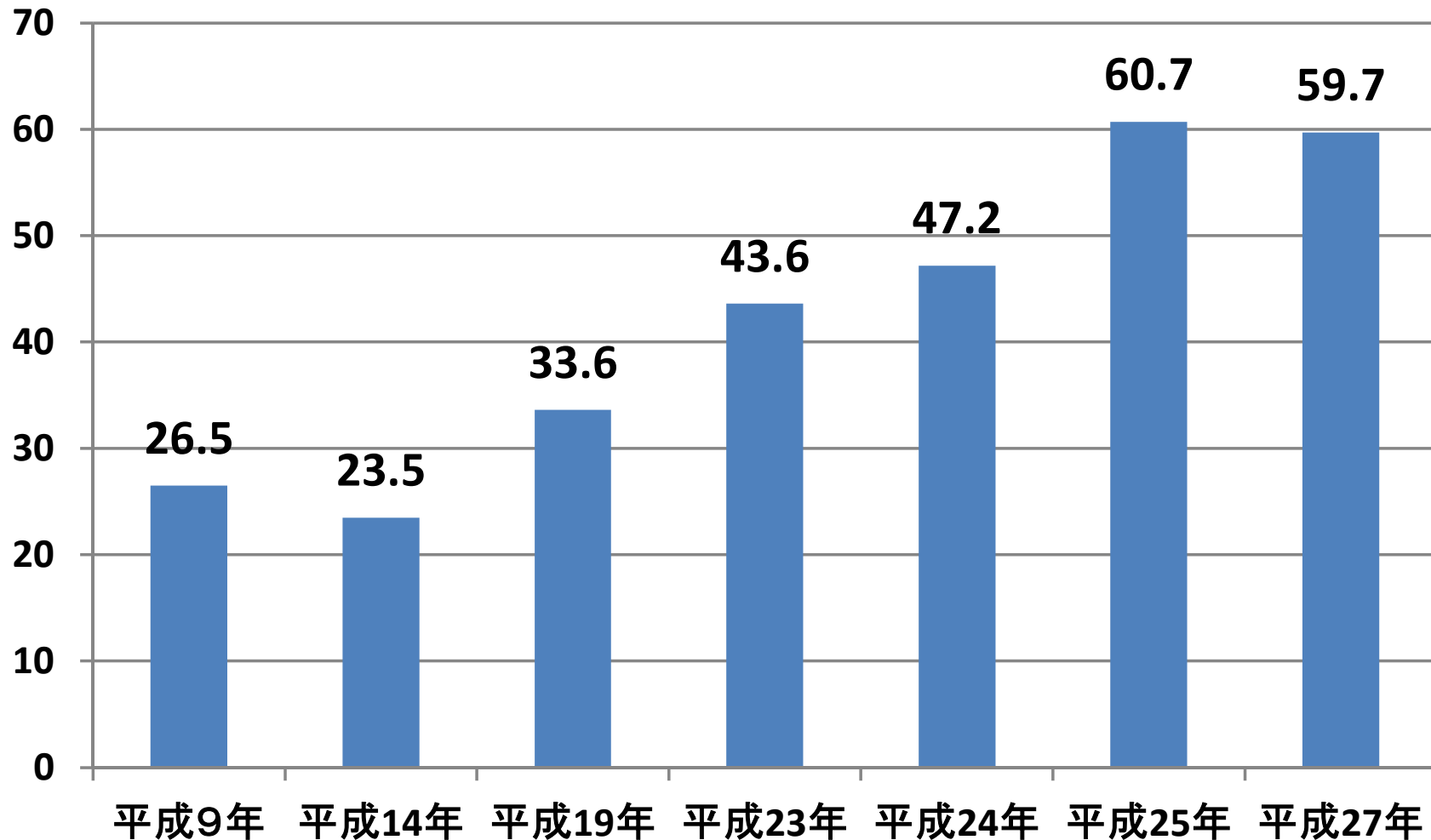
(※)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく数値目標

⇒年次有給休暇取得率を70%以上(平成32年まで)

過労死等を巡る現状

職場におけるメンタルヘルスの状況

➤メンタルヘルスカケアに取り組んでいる事業所は増えてきている(※)。



(資料出所)厚生労働省「労働者健康状況調査」

ただし、平成23年は厚生労働省「労働災害防止対策等重点調査」

平成25年、27年は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」

(※)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく数値目標

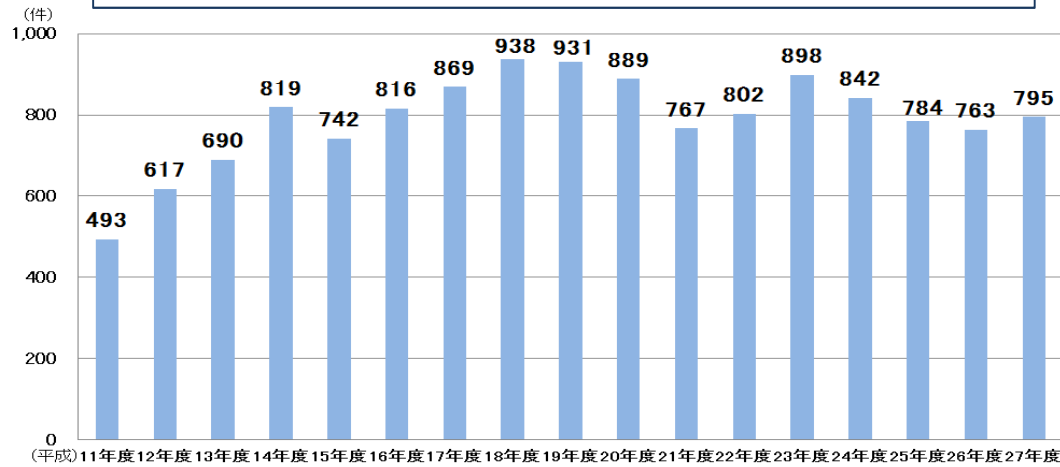
⇒メンタルヘルスカ対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(平成29年まで)

過労死等を巡る現状

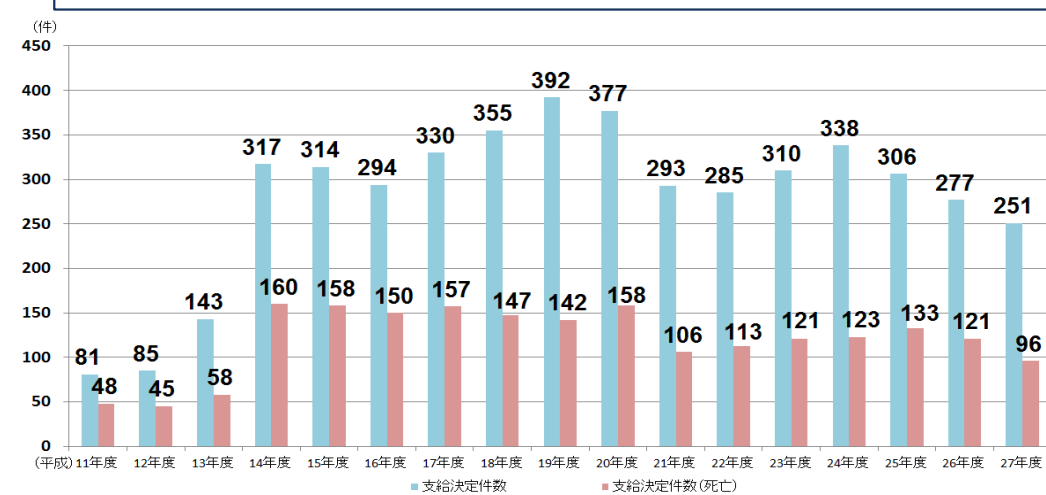
脳・心臓疾患の労災補償状況(※)

- 脳・心臓疾患に係る請求件数は、過去10年余りの間、700件台後半から900件台前半の間で推移(第1図)。
- 脳・心臓疾患に係る支給決定件数は、平成14年度に300件を超えて以降、200件台後半～300件台で推移(第2図)。
- 業種別に見ると、請求件数、支給決定件数ともに「運輸業，郵便業」が最多(第3表)。

第1図 脳・心臓疾患に係る請求件数の推移



第2図 脳・心臓疾患に係る支給決定件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」
 (注) 1. 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 2. 支給決定件数(死亡)は支給決定件数の内数である。

第3表 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	年度	平成26年度			平成27年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業，林業，漁業，鉱業，採石業，砂利採取業		5 (1)	10 (1)	5 (1)	12 (0)	6 (0)	1 (0)
製造業		77 (4)	70 (5)	31 (2)	109 (6)	92 (3)	34 (2)
建設業		97 (1)	88 (0)	28 (0)	111 (0)	103 (0)	28 (0)
運輸業，郵便業		168 (3)	143 (2)	92 (1)	181 (3)	161 (5)	96 (3)
卸売業，小売業		126 (21)	88 (19)	35 (5)	116 (23)	98 (20)	35 (3)
金融業，保険業		7 (2)	7 (1)	2 (0)	12 (2)	4 (0)	2 (0)
教育，学習支援業		11 (2)	13 (4)	6 (1)	9 (1)	7 (1)	0 (0)
医療，福祉		43 (20)	27 (11)	6 (1)	42 (21)	33 (14)	5 (2)
情報通信業		21 (1)	22 (2)	9 (1)	31 (2)	23 (2)	11 (0)
宿泊業，飲食サービス業		59 (15)	44 (9)	24 (2)	55 (9)	51 (9)	22 (0)
その他の事業(上記以外の事業)		149 (22)	125 (13)	39 (1)	117 (16)	93 (14)	17 (1)
合 計		763 (92)	637 (67)	277 (15)	795 (83)	671 (68)	251 (11)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3. ()内は女性の件数で、内数である。

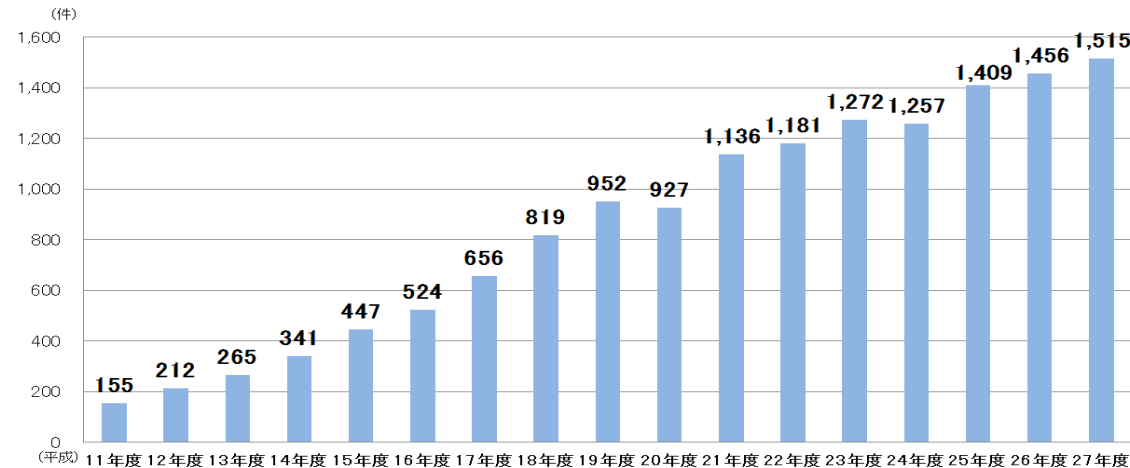
(※)平成28年度の労災補償状況は6月下旬公表予定

過労死等を巡る現状

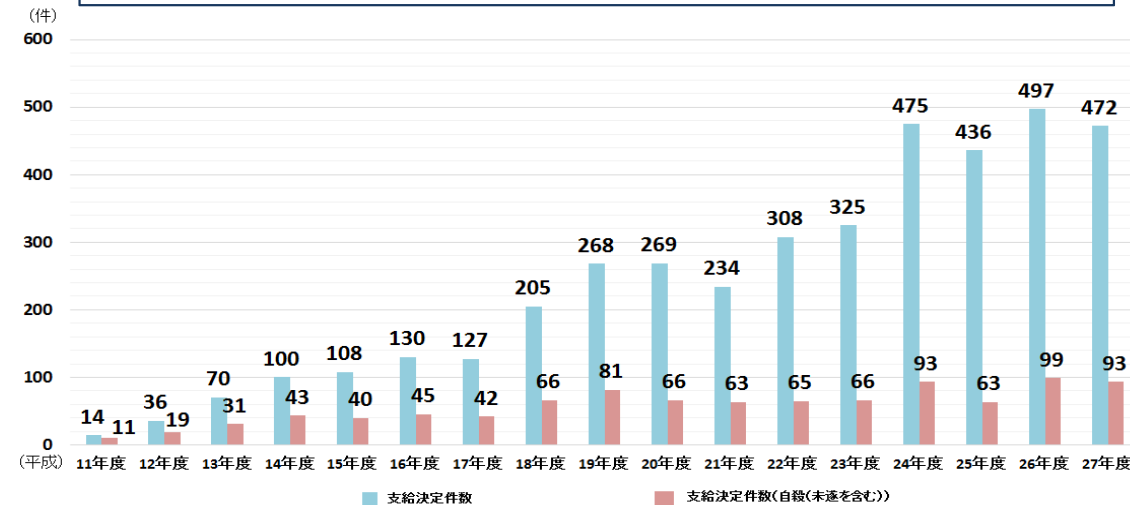
精神障害の労災補償状況(※)

- 精神障害に係る請求件数は、平成21年度以降1,000件台で推移(第1図)。
- 精神障害に係る支給決定件数は、平成24年度以降400件台で推移(第2図)。
- 業種別に見ると、請求件数、支給決定件数ともに「製造業」が最多(第3表)。

第1図 精神障害に係る請求件数の推移



第2図 精神障害に係る支給決定件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」
(注) 1. 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
2. 支給決定件数(自殺(未遂を含む。))は支給決定件数の内数である。

第3表 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	年度	平成26年度			平成27年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業		11 (1)	10 (2)	6 (1)	11 (0)	8 (0)	6 (0)
製造業		245 (56)	228 (51)	81 (17)	262 (65)	239 (60)	71 (18)
建設業		74 (3)	76 (4)	37 (3)	95 (11)	65 (6)	36 (2)
運輸業、郵便業		144 (25)	138 (27)	63 (13)	144 (32)	134 (25)	57 (11)
卸売業、小売業		213 (90)	197 (71)	71 (17)	223 (85)	191 (80)	65 (26)
金融業、保険業		54 (24)	38 (19)	7 (3)	52 (30)	52 (28)	14 (8)
教育、学習支援業		60 (32)	38 (18)	10 (4)	37 (21)	52 (30)	19 (11)
医療、福祉		236 (163)	202 (139)	60 (44)	254 (172)	194 (128)	47 (30)
情報通信業		73 (20)	80 (20)	32 (5)	94 (29)	70 (21)	30 (5)
宿泊業、飲食サービス業		55 (24)	60 (27)	38 (13)	71 (30)	59 (25)	29 (11)
その他の事業(上記以外の事業)		291 (113)	240 (84)	92 (30)	272 (99)	242 (89)	98 (24)
合 計		1456 (551)	1307 (462)	497 (150)	1515 (574)	1306 (492)	472 (146)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

- (注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
3. () 内は女性の件数で、内数である。

(※) 平成28年度の労災補償状況は6月下旬公表予定

「『過労死等ゼロ』緊急対策」(平成28年12月26日「長時間労働削減推進本部」決定)の概要と進捗状況

1 違法な長時間労働を許さない取組の強化(概要)

(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握を徹底する。

(2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導を行う。

(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化

過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が2事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象を拡大する。

(4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

進捗状況

1(1)1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を発出。《参考資料4》

【ガイドラインの概要】

- ① 労働時間の考え方(「労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」ことなど)を明示し、例えば、使用者の指示により業務に必要な学習等を行った時間は労働時間となること
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」として、「始業・終業時刻の確認及び記録」や「始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法」とともに、自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行わざるを得ない場合に、「自己申告により把握した労働時間」と「入退場記録などから把握した在社時間」に著しい乖離があったときは、使用者が実態調査を行うこと
等

→ リーフレットを厚生労働省HPに掲載するとともに、使用者団体や主要業種別団体等に直接説明。また、全国の労働局において、管内の経済団体に対し、ガイドラインを手交のうえ、傘下事業主への周知を依頼。

「『過労死等ゼロ』緊急対策」(平成28年12月26日「長時間労働削減推進本部」決定)の概要と進捗状況

進捗状況

- 1(2)1月20日に通達を発出し、違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する是正指導を新たに実施。《参考資料5》
- 1(3)1月20日に通達を発出し、現行の企業名公表制度の要件を拡大。《参考資料5》

<(2)(3)により拡大した内容のポイント>

【従前の要件】

違法な長時間労働(月100時間超、10人以上または4分の1以上、労基法32条等違反)が1年間に3事業場認められた場合

※平成27年5月18日より実施

※実績 1件



【拡大のポイント】

- ①違法な長時間労働(月80時間超、10人以上または4分の1以上、労基法32条等違反)を対象に
- ② 過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合も対象に
→ ①②のいずれかが2事業場に認められたなどの場合に、企業本社の指導を実施し、是正されない場合に公表
- ③ 月100時間超と過労死・過労自殺が2事業場に認められた場合などにも企業名を公表

- 1(4)平成28年度第4四半期に実施した、最低賃金の履行確保を重点とする監督(15,432事業場)において、36協定未締結事業場に対し労働基準法第32条違反等については是正指導(5,915事業場(38.3%))【速報値】。

「『過労死等ゼロ』緊急対策」(平成28年12月26日「長時間労働削減推進本部」決定)の概要と進捗状況

2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化(概要)

(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ対策も含め個別指導を行う。

(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。

(3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

長時間労働者に関する情報等の産業医への提供を義務付ける。

進捗状況

2(1)(2)3月31日に、以下の内容について通達を発出。《参考資料6、7》

- ・ 精神障害による労災支給決定が行われた事業場に対して、メンタルヘルス対策を主眼とする個別指導を実施。特に、継続的な改善の指導が必要と認められる場合には、衛生管理特別指導事業場(※)に指定し、メンタルヘルス対策に係る取組の改善について指示。
- ・ 概ね3年程度の期間に、精神障害による労災支給決定が2件以上行われた場合には、当該企業の本社事業場に対して、メンタルヘルス対策を主眼とする個別指導を実施し、全社的なメンタルヘルス対策の取組について指導を実施。特に、過労自殺(未遂を含む。)に係るものが含まれる場合には、当該企業の本社事業場を衛生管理特別指導事業場(※)に指定し、メンタルヘルス対策に係る取組の改善について指示するとともに、全社的な改善について指導。

(※)衛生管理特別指導事業場に対しては、安全衛生改善計画を策定させ、1年間の継続的な指導を行う。

- ・ 上記指導や長時間労働が行われている事業場に対する監督指導等の際に、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」やパンフレット等を活用し、パワーハラスメント対策の取組内容について指導を実施。

「『過労死等ゼロ』緊急対策」(平成28年12月26日「長時間労働削減推進本部」決定) の概要と進捗状況

進捗状況

2(3)3月29日に労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第29号)を公布。
《参考資料8》

【改正のポイント】

- ・ 1月当たり100時間超の時間外労働を行った労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。
- ・ 労働安全衛生法に基づき、医師又は歯科医師が事業者に対し意見を述べる上で、必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。(平成29年6月1日施行)

「『過労死等ゼロ』緊急対策」(平成28年12月26日「長時間労働削減推進本部」決定) の概要と進捗状況

3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化(概要)

(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

(2) 労働者に対する相談窓口の充実

労働者から、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の開設日を増加し、毎日開設するなど相談窓口を充実させる。

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

進捗状況

3(1) 以下の内容について、2月7日付けで224団体に要請書を送付。特に脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多い産業の主要な10業界団体等については本省幹部が直接要請。《参考資料9》

- ・ 時間外・休日労働の削減に向けた取組や36協定の内容の見直し
- ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた取組の徹底
- ・ メンタルヘルス対策の推進
- ・ パワハラの予防や解決に向けた持続的な取組
- ・ 短納期発注の抑制等の配慮 等

3(2) 平成29年度より、「労働条件相談ほっとライン」を毎日開設(週6日→週7日)するとともに、回線を増加。

3(3) 関係通達を3月30日発出。初回掲載は近日中予定。《参考資料10》

《調査研究等①ー1》 総合的な労働安全衛生研究

(労災疾病臨床研究:平成27年度～29年度、労働安全衛生総合研究所・過労死等調査分析センター)

1 労災認定事案等の分析

① 労災認定事案のデータベース構築

【データベース化の対象】 平成22年1月～平成27年3月の認定事案

【事案の内訳】 脳・心臓疾患事案 1,564件、精神障害事案 2,000件

＜27年度＞

- ・労災調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築
- ・解析の基盤となる基礎集計
 - ※ 年齢、性別、疾患名、前駆症状、業種、規模、健康診断や面接指導の実施状況等について集計
- ・運輸業について、脳・心臓疾患の試行的解析(運輸業、郵便業の81事例の解析)

＜28年度＞

- ・業種横断的な解析
 - ※ 業種毎の認定率を100万人当たりで算出し、上位の業種(漁業、運輸業・郵便業、建設業、宿泊業等)について、労働時間以外の負荷要因や業種毎の労働条件の違いを解析
- ・重点5業種のうち運輸業、飲食業の2業種に関する解析(運輸業:679件、飲食業:249件)

＜29年度＞・重点5業種のうち教職員、IT産業、医療の3業種に関する解析

② 労災不支給事案のデータベース構築

【データベース化の対象】 脳・心臓疾患事案:平成22年1月～平成27年3月、精神障害事案:平成23年12月～平成27年3月

【事案の内訳】 脳・心臓疾患事案 1,961件、精神障害事案 2,174件

＜28年度＞

- ・労災調査復命書の収集、電子データ化、データベース構築
- ・解析の基盤となる基礎集計
 - ※ 年齢、性別、疾患名、前駆症状、業種、規模、健康診断や面接指導の実施状況等について集計

＜29年度＞・業種横断的な解析

＜29年度＞3年間の研究成果の取りまとめ(認定事案と不支給事案の包括的な解析等)

《調査研究等①ー2》 総合的な労働安全衛生研究

(労災疾病臨床研究:平成27年度～29年度、労働安全衛生総合研究所・過労死等調査分析センター)

2 疫学研究

(1) 職域コホート研究

過労死等の実態解明を進めるため、労働時間、仕事のストレス、睡眠時間等の要因と健診結果等との関連を長期間(10年程度)かけて調査し、どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が強いのか調査する。

主なスケジュール

- ＜27年度＞・調査の準備作業(調査項目、調査集団の検討)
- ＜28年度＞・基礎情報を収集し調査項目や質問方法等について検証するため、WEB調査(約1万人)を実施
 - ・調査開始(長期間かけて調査する集団を選定(労働者数計2万人程度))
- ＜29年度＞・上記労働者に対して第一回調査(ベースライン調査)を実施

(2) 職場環境改善に向けた介入研究

過労死等を防止する有効な対策を把握するため、職場の環境を改善するための取組を実施し(職場環境改善に向けた介入)、その効果を客観的な疲労度やストレス度を継続的に測定し検証する。

主なスケジュール

- ＜27年度＞・調査の準備作業(調査項目、調査集団の検討)
- ＜28年度＞・調査開始(職場環境改善に向けた事業場の選定(労働者数約50人))
 - ・上記労働者に対して職場環境改善前(介入前)の調査を実施
- ＜29年度＞・職場環境改善に向けた取組の実施(介入)
 - ・継続的な調査の実施(介入後)
 - ・調査結果の解析
 - ・結果の取りまとめ

3 実験研究

過労死等の防止のためのより有効な健康管理のあり方を検証するため、長時間労働と循環器負担のメカニズムの解明などをテーマに研究する。

主なスケジュール

- ＜27年度＞・本実験に向けての予備実験を実施(少人数を対象)
- ＜28年度＞・約50人を対象に、長時間労働の作業中・後の血圧、心拍数、疲労感等を測定する本実験を開始
- ＜29年度＞・実験の継続と実験結果の解析
 - ・結果の取りまとめ

《調査研究等②》 労働・社会分野の調査・分析

(平成28年度事業委託先 みずほ情報総研(株))

検討委員会の設置・運営

(委員) 今野 浩一郎(学習院大学経済学部教授(当時))
酒井 一 博((公社)大原記念労働科学研究所長)
山崎 喜比古(日本福祉大学社会福祉学部大学院特任教授)

黒田 祥子(早稲田大学教育学部教授)
森岡 孝二(関西大学 名誉教授)

調査・分析の内容

1. 法人役員、自営業者へのアンケート調査(郵送調査)

- 対象数 ①法人役員:3,000社、②自営業者:5,000人
- 調査項目 労働時間の実態、労働日数、保険の加入状況、深夜・休日の勤務状況、過重労働、ストレス(業務以外も含む。)の状況、生活時間の状況等

2. 重点業種(自動車運転従事者、外食産業)へのアンケート調査(郵送調査)

- 対象数 ①企業調査:各4,000社、②労働者調査:各4万人
- 調査項目 ①企業調査:労働時間制度・実態、休暇制度、休暇取得状況、過重労働防止のための取組状況、休職・退職の状況、業界の商慣行、経営環境等
- ②労働者調査:労働時間の実態、休暇取得状況、過重労働・メンタルヘルス対策の取組状況、ストレス(業務以外も含む。)の状況、生活時間の状況等

3. 平成27年度労働者アンケート調査結果の再集計・分析の実施

- 長時間労働等に対して、労働者特性や労働環境、企業の管理・対応、企業の経営環境等が及ぼす影響を明らかにすることを目的に分析

現在取りまとめ中

結果を白書に反映

平成29年度は教職員、IT産業、医療の実態を調査

《啓発①》国民に向けた周知・啓発

(1)ポスター掲示、パンフレットの配布

- 行政機関(都道府県労働局、労働基準監督署、都道府県、市、町、村等)における掲示、配布
- 関係団体(事業主団体、労働者団体、過労死等防止のための活動を行う民間団体等)への配布
- 全国の主要駅等における掲示
- 作成数:ポスター 11,200部
パンフレット 179,000部
リーフレット 697,000部



(2) 新聞広告の掲載

- 全国62紙に掲載



(3) WEB広告の掲載

- 「Yahoo! /Googleディスプレイネットワーク」、「Yahoo! サーチワードバナー」(キーワード「過労死」)を計276,583,436imp(回)掲載



平成29年度も過労死等防止啓発月間(11月)を中心に実施

《啓発②》過重労働による健康障害防止に関する周知・啓発

事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの実施

(平成28年度実施回数等)

- ・ 全都道府県において71回実施
(東京9回、大阪・愛知4回など、全都道府県において1回以上開催)
- ・ 主に9～11月に実施

(主要内容)

- ・ チェックシートによる自社分析
- ・ 過重労働の現状と企業経営に与える影響
- ・ 過重労働防止対策に必要な知識
- ・ 陥りがちな違法行為
- ・ 取組事例

等



労働条件ポータルサイトの設置(平成26年11月)

(主な掲載内容)

- ・ 労働条件問題に関する法令・制度
- ・ 労働条件問題に関するQ&A
- ・ 労働条件問題に関する重要な裁判例
- ・ 行政の取組
- ・ 相談機関
- ・ 関連パンフレット・リーフレット等

(アクセス件数)

約27.1万回(平成28年4月～平成29年3月)



＜啓発③＞職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発

広く国民及び労使への周知・広報

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの運営
 - － パワーハラスメントの定義についての解説や関連する裁判例・企業の取組を紹介
 - － アクセス件数（訪問者数）は約127.7万件（平成28年度）（前年度比+28.5万件）
- ポスターやリーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布

労使の具体的な取組の促進

- 企業向けセミナーの実施
 - － 企業の人事労務担当者等を対象に、「パワーハラスメント対策導入マニュアル（第2版）」を活用し、具体的なパワーハラスメント対策の導入方法を解説。
 - － 平成28年度は、全都道府県において61回実施。平成29年度も引き続き全都道府県で開催予定。
- パワーハラスメント対策導入マニュアルの充実・改訂
 - － パワーハラスメントに係る相談対応の方法等を盛り込んだ「パワーハラスメント対策導入マニュアル（第2版）」を平成28年7月に公表。
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」サイトの充実
 - － 簡易に誰もがパワーハラスメントに係る研修を受けることができる「オンライン研修講座」の掲載。
- 好事例集の作成
 - － パワーハラスメント対策を先進的に取り組んでいる企業の好事例を収集した好事例集の作成。
- 企業にパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するための研修を実施予定（平成29年度）

《啓発④》大学・高等学校等における労働条件に関する啓発

(1) 労働条件を始め労働関係法令に関する理解を深めるため、都道府県労働局等より講師を派遣するなどにより、大学、高校、中学校等においてセミナーや講義を実施。

①中学校、高等学校等への講師派遣【平成29年度も実施予定（平成28年度実施：178件）】

②大学・高等学校等における労働条件に関するセミナーの開催及び高校への講師派遣

【平成29年度予定 セミナー開催回数 21回（47回）、参加者数 3,360人（約3,300人）
（平成28年実績） 高校への講師派遣 100回（91回）、参加者数 12,000人（約9,800人）】

③大学等において実施されるセミナー、講義等への都道府県労働局の幹部職員等を講師として派遣

【平成29年度も実施予定（平成28年度実績は集計中）】

④若者雇用促進法第26条に基づき、中学・高校等へ講師を派遣（平成27年10月1日から実施）

【平成29年度も実施予定（平成27年度実績：227件）】

(2) 過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業

労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として中学校、高等学校等に派遣し、その生徒に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう啓発を行う。なお、平成29年度実施に向けて平成29年2月に文部科学省の協力の下、都道府県教育委員会へ文書による当該事業の周知を図った。

【平成29年度予定】200回程度（平成28年度実績：59校（87回の講義、約6,450人参加））

(3) 大学・高等学校等における労働法教育のための指導者用資料の作成・配付

高等学校等において労働法や制度（過労死問題を含む）を教えるための教員等向けの指導者用資料を作成し、全国の高等学校等に配布を行うとともに、文部科学省の協力の下、各都道府県教育委員会に対し、協力要請を行った。平成29年度においては、高校教員等向けのセミナーの実施及び大学向けの指導用資料を作成予定。《参考資料11》 【平成28年度配布実績】全国約5,500校



(1)～(3)ともに平成29年度も実施

《啓発⑤》企業への働きかけの一層の推進

◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施

- ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
- ② 地域における働き方改革の気運の醸成
- ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を前提とした上で、働き方そのものの見直しが必要で、企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

本省幹部による業界の リーディングカンパニーへの訪問

☞ 平成29年3月末までに、71社(*)を訪問

* 日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など

☞ リーディングカンパニーだけでなく、社会的な影響力が大きな中堅・中小企業や長時間労働の傾向が見られる業種の企業にも働きかけ

都道府県労働局長による地域の リーディングカンパニーへの訪問

☞ 平成29年3月末までに、全国で約1,600社を訪問

☞ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置

* 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上、女性活躍促進等も含めた働き方改革を推進

☞ 管内の企業トップへの働きかけを実施

◆ 先進的な取組事例等について、ポータルサイトを活用して情報発信(平成27年1月30日開設)

- ☞ 企業が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
- ☞ 社員が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
- ☞ 地方公共団体における働き方改革の取組事例(知事等のメッセージや宣言など)を掲載

働き方改革について、地域の実情に応じた取組を全国で働きかけ

《啓発⑥》 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進

(1) 時季を捉えた年次有給休暇の取得促進

【実施状況】

- 年次有給休暇を取得しやすい時季(夏季、年末年始及びゴールデンウィーク)のほか、翌年度の年次有給休暇の取得計画の策定時期である10月を「**年次有給休暇取得促進期間**」として、集中的な広報を実施

＜実施事項＞

- ・都道府県、労使団体(216団体)に対する周知依頼
- ・専用WEBページの開設 ・インターネット広告
- ・ポスターの駅貼り広報(940箇所)
- ・厚生労働省メールマガジン、月刊誌『厚生労働』による広報など



(2) 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

【実施状況】

- 地域において、関係労使、自治体、NPO等が**協議会**を設置。地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の気運**を醸成

＜平成29年度実施予定＞

北海道旭川市	「旭川夏祭り」(8月)をはじめとしたイベントに合わせた取組
山形県新庄市	「新庄まつり」(8月24日～26日)をはじめ、新庄・最上地域のイベントに合わせた取組
埼玉県熊谷市	「熊谷うちわ祭り」(7月)をはじめとしたイベントに合わせた取組
静岡県静岡市	「大道芸ワールドカップ」(11月)をはじめとしたイベントに合わせた取組
大分県大分市	「大分七夕まつり」(8月)をはじめとしたイベントに合わせた取組

労働基準監督行政における長時間労働削減対策の取組状況

1. 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底

- 【平成27年1月～平成28年3月】月100時間超の残業が行われているすべての事業場等に対する監督指導
(平成27年度：10,185事業場に重点監督、7,798事業場(76.6%)に是正指導(違法な時間外労働：5,775事業場(56.7%))
- 【平成28年4月～】月残業100時間超から月80時間超へ監督対象を拡大
(平成28年度上半期：10,059事業場に重点監督、6,659事業場(66.2%)に是正指導(違法な時間外労働：4,416事業場(43.9%))

2. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

- 【平成28年11月】過重労働解消キャンペーン期間中に重点監督(7,014事業場に重点監督、4,711事業場(67.2%)に是正指導)

3. 監督指導・捜査体制の強化

- 【平成27年4月～】過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(かとか)の新設
→ 東京労働局・大阪労働局に設置(これまで、全国展開する6企業について書類送検を実施)
- 【平成28年4月～】本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命
→ 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整、労働局において長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官を任命
- 【平成29年4月～】本省に「過重労働特別対策室」を新設
→ 上記「過重労働撲滅特別対策班」を再編し、省令組織として新設

4. 本社に対する監督指導の創設

- 【平成29年1月～】違法な長時間労働等を2事業場で行うなどの企業に対する全社的な監督指導

5. 企業名公表制度の創設・強化

- 【平成27年5月～】社会的に影響力の大きい企業が、「違法な長時間労働」(月残業100時間超等)を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表
- 【平成29年1月～】過労死等事案を追加するとともに、「違法な長時間労働」を月残業100時間超から月80時間超とするなどの要件の拡大

6. 情報の提供・収集体制の強化

- 【平成26年9月～】平日夜間・土日に、労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置
- 【平成29年4月～】「労働条件相談ほっとライン」を毎日開設(週6日→週7日)、回線を増加 相談：30,929件(平成28年度)
- 【平成27年7月～】インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を実施
→ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用
通報：666件のうち370件に監督指導(平成28年4月～29年3月(平成29年4月現在の実施予定も含む。))

7. 取引の在り方や業界慣行に踏み込んだ取組等

- 【平成28年6月～】中小企業庁・公正取引委員会への通報制度の拡充
→ 長時間労働の背景として親事業者の下請法等の違反が疑われる場合に、中小企業庁・公正取引委員会に通報

《啓発⑧》メンタルヘルスケアに関する周知・啓発

「労働者の心の健康の 保持増進のための指針」

(平成18年策定・平成27年改正)

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。

職場におけるメンタルヘルス対策の原則的な実施方法を定めている。

○事業場内の体制整備

- ・衛生委員会等での調査審議
- ・心の健康づくり計画の策定
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任 等

○4つのケア

- ・セルフケア
- ・ラインによるケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- ・外部機関によるケア

ストレスチェック制度

(平成27年12月1日施行)

- 50人以上の事業場において、ストレスチェック(年1回)の実施及び高ストレス者のうち申出のあった者への面接指導(義務)

- ストレスチェック結果の集団分析(努力義務)

事業場の取組を支援する施策

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

- メンタルヘルス対策の具体的な取組について産業保健活動総合支援事業と連携した指導・助言

II 全国の「産業保健総合支援センター」による事業場の取組支援

- 事業者、産業保健スタッフ等からの専門的相談対応
※約90,300件の内数(平成28年4月～平成29年1月)
- 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
※約5,200件(平成28年4月～平成29年1月)
- 職場の管理監督者に対する教育の実施
※約3,100件(平成28年4月～平成29年1月)
- 職場復帰支援プログラムの作成支援

III その他メンタルヘルス対策の実施

- 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供、メール相談窓口、電話相談の受付 等
※アクセス件数 : 約370万件(平成28年度)
メール相談件数 : 約7,000件(平成28年度)
電話相談件数 : 約5,900件(平成28年度)

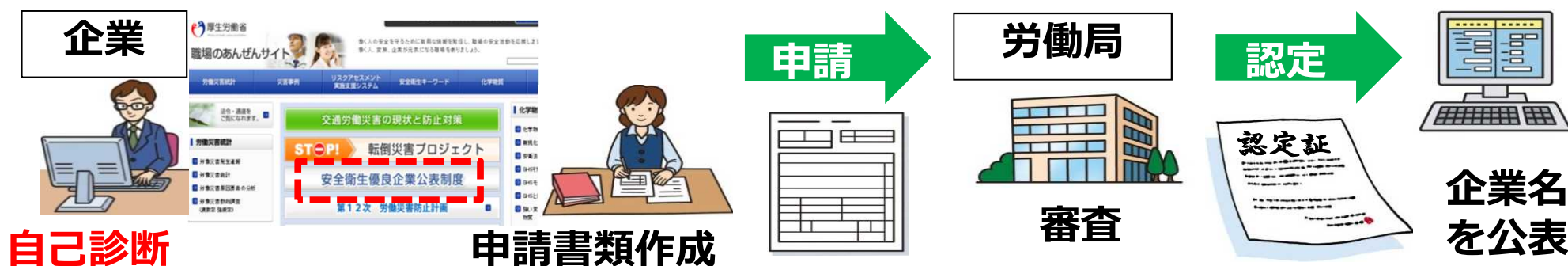
《啓発⑨》 労働安全衛生に関する優良企業公表制度



制度の概要

働く方々の安全対策やメンタルヘルス対策に関して積極的な取組を行っている企業を、厚生労働省が認定し、企業名を公表することで、認定企業の社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の取組を促進するための制度。[認定企業数:31社(平成29年4月10日時点)]

認定への流れ



優良企業認定項目と認定に向けた取組による過重労働防止対策例

認定基準を改正し、認定に必要な項目として次の2項目を追加予定

- ①パートタイム労働者を除く全ての労働者の1ヶ月当たりの時間外・休日労働の平均が45時間未満であること
- ②1ヶ月当たりの時間外・休日労働の平均が60時間以上である者がいないこと

○評価項目「従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合に、改善の取組を促しているか」

⇒(対策例)管理者に各従業員の毎月(過去6ヶ月の月別)の勤務時間を通知し、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務負担軽減方策を検討させている。

○評価項目「1ヶ月あたりの時間外・休日労働が80時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取組・工夫を実施しているか」

⇒(対策例)管理者が該当従業員に申出を行うよう直接勧奨している。

《啓発⑩》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その1)

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」について

1. 趣旨

- 長時間労働の実態が見られるトラック運送業について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、当該業界における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。本省でとりまとめる中央協議会と、47都道府県にも同様の体制の地方協議会を設置。

※厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会が共同して協議会の運営に関する事務を行う。

- 平成27年度は「トラック輸送状況の実態調査」を実施。(労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役に関する契約の有無等)

2. 今後のスケジュール

- 中央協議会(平成27年5月20日に立ち上げ、平成28年度までに全5回開催。)、地方協議会(平成27年8月までにすべての都道府県で立ち上げ、これまでに各5～6回開催。)
- 4半期～半年に1回程度の開催
- 平成28年度から29年度にかけ、47都道府県でパイロット事業を実施し、様々な荷種における取組事例を蓄積。
- 実態調査、パイロット事業等で得られた知見を踏まえ、ガイドラインの策定等を実施予定。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の 実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

《啓発⑩》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その2)

情報通信技術者の労働条件を向上させる取組

IT業界の取引の在り方の改善と長時間労働の削減を進めるため、事業者団体と連携し、検討委員会の設置、企業の実態調査、セミナーの開催等の事業を実施することにより、IT業界で働く方の長時間労働を削減する。

1. 検討委員会の設置

- 長時間労働削減対策に向けた課題の抽出や支援策等について検討する。事業者団体、学識経験者、経営者団体、労働組合、関係省庁により構成(平成28年度4回開催(※)、平成29年度5回開催予定)。

※うち1回は全国過労死を考える家族の会からIT業界の長時間労働の実態等についてヒアリングを実施。

2. IT企業への個別訪問等による実態調査

- 個別訪問やアンケートを通じた実態調査(平成29年度は取引関係に関する調査を追加予定)により、IT業界の長時間労働の実態等について調査・分析を行う。

3. 企業向けセミナーの開催

- 長時間労働削減対策に関するセミナーを開催。平成29年度は長時間労働削減対策セミナーに加え、取引関係等を踏まえた改善対策に関するセミナーも開催予定(平成28年度3回開催、平成29年度は6回開催予定)。

4. 働き方・休み方改善ハンドブックの改訂(平成29年度新規)

- 個別訪問で収集した好事例やアンケート調査結果等を活用し、働き方・休み方改善ハンドブックを改訂する。

5. 周知広報

- IT業界で働く労働者の長時間労働削減対策等について、Web広告等により周知広報を実施する。

《啓発⑩》商慣行・勤務環境等も踏まえた取組(その3)

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組(医療関係部局と連携して実施)

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、長時間労働など厳しい勤務環境におかれている医療従事者の勤務環境の整備が喫緊の課題であることから、労務管理支援など、医療機関の勤務環境改善に向けた主体的な取組に対する支援の充実を図ることにより、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組の充実につなげる。

1. 医療機関に対する相談支援の実施

- 各都道府県の「医療勤務環境改善支援センター」へ、医業分野アドバイザーや医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関の勤務環境改善の取組に対する支援を実施(支援センターは平成28年度全都道府県に設置済)。

2. 勤務環境改善に向けた調査研究

- 医療機関における労働実態(時間外労働、夜勤、連続勤務等)及び勤務環境改善マネジメントシステム※の実施状況並びに支援センターにおける活動状況の把握・分析を行い、更なる推進方策の検討(医療機関及び支援センターの取組に関する数値目標や評価方法等の検討を含む)を行う。

※ 勤務環境改善マネジメントシステム＝医療機関PDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み

3. 「勤務環境改善マネジメントシステム」の普及促進

- 全国各地でセミナーを開催。
- 勤務環境改善マネジメントシステムに関するリーフレット等を関係機関に配布。

4. 医療分野の「雇用の質」データベースサイトの運営

- 勤務環境改善に関する好事例等、医療機関が自主的に勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを継続運営。

《相談体制の整備等①》

労働条件に関する相談窓口の設置

労働条件相談ほっとライン

- ・ 平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付け
0120(フリーダイヤル)ー811(はい!)ー610(労働)
月～金17:00～22:00、土・日10:00～17:00

【相談件数】 30, 929件(平成28年度)

(主な相談内容)

長時間労働・過重労働	1, 042件	解雇・雇止め	2, 734件
賃金不払残業	2, 231件	休日・休暇	3, 334件

過重労働解消相談ダイヤル

- ・ フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を実施
実施日時 : 平成28年11月6日(日)9:00～17:00
フリーダイヤル : 0120(794)713(なくしましょう 長い残業)

《相談体制の整備等②》

「こころの耳」における相談窓口の設置

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「**こころの耳**」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。[\(https://kokoro.mhlw.go.jp/\)](https://kokoro.mhlw.go.jp/) 【アクセス件数実績(平成28年度): 約370万件】

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

○メンタルヘルスに関する基礎知識 ○事業場の取組事例 ○各種支援・助成制度
○専門の相談機関や医療機関 ○統計情報 ○関係行政機関の情報 等



メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口の設置

メール相談窓口の設置(平成26年度～)

職場における心の健康問題に関する様々な質問・相談に対応するため、メール相談窓口を設け、事業者、産業保健スタッフ、労働者等からの電子メールによる相談に対し、産業カウンセラー等の専門家が対応するサービスを実施

【実績(平成28年度)】
相談件数: 約7,000件

電話相談窓口「こころの耳電話相談」の開設 (平成27年9月～)

メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策に関することについて、全国の労働者等からの電話相談に応じる窓口「こころの耳電話相談」(※)を開設
※平成28年10月に、「こころほっとライン」から改称

【専用ダイヤル】0120-565-455

【受付日時】月・火／17:00～22:00

土・日／10:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

【対象者】労働者やその家族、企業の人事労務担当者など

【実績(平成28年度)】相談件数: 約5,900件

《相談体制の整備等③》

産業医等相談に応じる者に対する研修等の支援

産業保健活動総合支援事業

労働者の健康確保のため、事業者及び産業保健関係者に対するメンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する研修等の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等を行うことにより、事業場の産業保健活動を支援。

47都道府県に設置

産業保健総合支援センターの業務

➤ 事業者、産業保健スタッフ等からの専門的相談対応

【実績】約90,300件（平成28年4月～平成29年1月）

➤ 産業保健スタッフへの研修

【実績】約3,800件（平成28年4月～平成29年1月）

➤ 事業者・労働者に対する啓発セミナー

【実績】約710件（平成28年4月～平成29年1月）

➤ メンタルヘルス対策に関する事業場への訪問指導

【実績】約5,200件（平成28年4月～平成29年1月）

➤ 管理監督者向けメンタルヘルス教育

【実績】約3,100件（平成28年4月～平成29年1月）

➤ 産業保健に関する情報提供

各支援センターの下の地域ごとに
「地域の窓口」として設置

地域窓口の業務

- 小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談対応
- 小規模事業場への個別訪問による産業保健指導の実施
- 小規模事業場への産業保健に関する情報提供

《民間団体の活動に対する支援①》シンポジウム

過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

概要

全国42都道府県(43回開催、東京は2回、＜平成27年度は29都道府県29回＞)において、過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議など民間団体と連携してシンポジウムを開催



平成29年度は過労死等防止啓発月間を中心に全国47都道府県（48回、東京は2回）で実施

《参考：大綱(抜粋)》

3年を目途に、全ての都道府県で少なくとも毎年1回はシンポジウムが開催されるようにする。

東京(中央)会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

参加無料

日程 平成28年11月9日(水) 13:00~16:00 (受付12:30~)

会場 イイノホール 4F ホール (東京都千代田区有明) 3-1 有明ビルディング (定員) 300名

主催：厚生労働省
後援：東京都
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

山口会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

参加無料

日程 平成28年11月19日(土) 10:00~12:30 (受付9:30~)

会場 山口県労働者福祉文化中央会館 (山口県山口市) 3-29 (定員) 150名

主催：厚生労働省
後援：山口県(予定)
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

神奈川会場

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

参加無料

日程 平成28年11月1日(火) 13:00~16:30 (受付12:30~)

会場 日石横浜ホール (横浜市中区山手町3-1) (定員) 200名

主催：厚生労働省
後援：神奈川県、横浜市
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

《民間団体の活動に対する支援②》過労死遺児交流会

過労死遺児交流会の開催

過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベント等を通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う交流会を開催。

＜開催日＞平成28年12月26日（月）

＜場 所＞山梨県

保護者プログラム		子どもプログラム	
9:00～ 自己紹介、講話、グループワークなど		体験プログラム	スキー体験プログラム
		8:50～9:00 出発準備とグループ分け 9:00～ 午前プログラム （アニマルトラッキングコース、溪谷に氷とつららを見に行こうコース、森の学童コース） 11:30～12:30 昼食 12:30～14:30 午後のプログラム（蜜ろうそくづくり、ぬしの木ハイキングコース） 14:45 新館ホール着	8:50～9:00 出発準備 9:00 出発 9:15 スキー場着、レンタル品貸出手続き 10:00～12:00 スキーレッスン・フリースキー ＜ランチミーティング＞ 13:30～14:15 スキーレッスン・フリースキー 14:15 レンタル備品返却等 14:30 スキー場出発 14:45 新館ホール着
12:20～13:30 ランチミーティング			
13:00～16:30、 18:00～18:30 個別相談会	13:40～14:40 レクチャー		
15:00～16:00 保護者・子ども合同講演会			



平成29年度も実施